

館内のご案内

この度は、幕張国際研修センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当施設は、階層別研修・職能別研修・目的別研修と幅広い社員研修のニーズにお応えしております。専用施設ならではの集中できる環境と充実した設備のなかで、利用規約をお守りいただき快適な研修をお過ごしください。

【入館及び退館】

- 入館(チェック・イン) … 午後3時からとします
- 退館(チェック・アウト) … 午前10時までとします

【門限】

- 正面玄関は午前6時から午後11時まで開放します。
- フロントは午前7時から午後11時まで、やむを得ない理由により帰館できない場合は、フロントに午後11時までに電話連絡をしてください。

【お部屋の鍵】

- 外出の際は、必ずフロントに鍵をお預けください。

【貴重品】

- 貴重品はお預かり致しませんので、自らの責任で保管してください。
- 貴重品の紛失等については、責任を負いかねます。

【来訪者】

- 来訪者の入館時間は、午前7時から午後10時までとします。
なお、来訪者の宿泊室への立ち入りはご遠慮いただきます。

【防火及び避難】

- 防火 … 入室後、直ちに非常口及び緊急避難器具等必ず確認してください。
- 避難 … 地震、火災等の非常時はエレベーターは使用しないでください。

その他の施設

【自動販売機】

- 本館1階自動販売機コーナー及び東館1階には、飲料(酒類を除く)の自動販売機を設置しております。

【ランドリー】

- 本館8階および9階のランドリーコーナーには、洗濯機、乾燥機をご用意しております。

【郵便物】

- 発送する郵便物は、フロントにて承ります。
- 受取については、フロントにてお預かりします。なお、当着払いのものは、お預かりしませんのでご了承ください。

【宅配便】

- 発送については、フロントにて承ります。
- 受取については、フロントにてお預かりします。なお、当着払いのものは、お預かりしませんのでご了承ください。

【病気、けが】

- 病気、けがの場合は、フロントにてお申し出ください。
- 病院へのご案内等もフロントが承ります。

【その他】

- その他ご不明な点は、フロントにお申し出ください。

お守りいただくこと

皆様が快適なご滞在をお過ごしいただけますよう、次の通り利用規約を定めておりますので、ご協力お願い申し上げます。

なお、万一規則をお守りいただけない場合、やむを得ずご宿泊または各施設のご利用をお断り申し上げることがございますので、特にご留意いただきますようお願い申し上げます。

【門限】

- 午後11時から午前6時まで、玄関を閉鎖します。
- やむを得ない理由で午後11時までに帰館できない場合は、外出前に文書または口頭にてフロントに申し出るか、あるいは午後11時までに、フロントに電話連絡をしてください。なお門限後に帰館する場合は、夜間通用門口のインターフォンで警備員をお呼びください。

【入館及び退館】

- ・入館(チェック・イン)は、午後3時からとします
- ・退館(チェック・アウト)は、午前10時までとします。

【来訪者】

- ・来訪者の入館は、午前7時から午後10時までとします。なお、来訪者の宿泊室への立入りはご遠慮いただきます。

【外出及び外泊】

- ・外出の際は、必ずフロントに鍵を預けてください。持ち出しは禁止します。
- ・万一紛失した場合は、鍵の交換費用をご負担いただきます。
- ・やむを得ない理由で外泊する場合は、事前にフロントにご連絡ください。

【貴重品】

- ・貴重品はお預かり致しませんので、自らの責任で保管してください。
- ・貴重品の紛失等については、当施設では責任を負いかねます。

【その他】

- ・館内での政治活動、布教活動及び販売行為は一切禁止します。
- ・本館1階自動販売機コーナー以外での飲食はご遠慮ください。
- ・宿泊室以外の館内で下着や寝間着のまま、あるいはスリッパ、サンダルで歩くことはご遠慮ください。
- ・大声を出したり、ボリュームを上げてテレビ、ラジオ、ステレオ等を聞く等他人の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・無断で備品類を所定の位置から動かさないでください。
- ・故意または過失により、当施設に財産上の損害を与えた場合は、弁償していただきます。
- ・伝染する恐れのある病気に罹患していることが判明した場合など、宿泊を継続することが不適当とみなされた場合には、退館していただきます。

幕張国際センター 利用規約

1. 利用目的

- (1) 当施設において実施する研修、企業、その他団体等が実施する研修に利用ができます。
- (2) 上記(1)の研修に支障をおよぼさない範囲において、その他の利用目的のために利用することができます。

2. 利用料金

料金は別紙料金表を参照ください。

3. 利用規則

(1) 客室利用について

- a 客室より避難経路図は、客室入口のドアの裏側に掲示してありますので、ご確認ください。
- b 在室中や就寝時の際は、必ず内鍵とドアガードをかけてください。
- c 客室内では喫煙をしないでください。
- d 客室内では暖房用、炊事用の火器は使用しないでください。
- e 当センターの許可なく客室を営業行為(展示会・その他)等、宿泊以外の目的に使用しないでください。
- f 当センターの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更しないでください。
- g 来訪客との面会はロビーで行ってください。
- h 当センターの外観を損なうような品物を窓にかけないでください。
- i 窓から物品を投げないでください。
- j 予約の宿泊日数及び人数を変更する場合はあらかじめフロントに相談してください。
- k 滞在中の部屋から出かける際は、客室の鍵を必ず持参し施錠を確認してください。

(2) 支払い等について

- a 料金の支払いは、到着の際にフロントでしてください。滞在中、当センターが支払いを請求したときは、その都度支払いをしてください。
- b 小切手による支払い及び両替はお断りをいたします。

(3) 貴重品、預かり品について

現金その他貴重品は、お預かり致しませんので、自らの責任で保管ください。貴重品の紛失等については、責任を負いかねます。

(4) その他

- a 当センター内に他のお客様の迷惑となるような下記のものを持ち込まないでください。身体障害者補助犬以外の犬、猫、小鳥、その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁止されているもの。
- b 当センター内の施設、備品を所定の場所、用途以外に使用しないでください。施設、備品の現状を変更しての利用は控えてください。
- c 当センター内で許可なく、広告・宣伝物を配布したり物品の販売をしないでください。
- d 廊下やロビー等に所持品を放置しないでください。
- e 当センター以外に飲食物を注文しないでください。
- f 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染、あるいは紛失させた場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
- g 寝間着、スリッパで廊下、ロビー等を利用しないでください。
- h 喫煙は所定の場所をお願いいたします。
- i その他当センターが好ましくないと判断した場合は利用をお断りする場合があります。
- j 当センターの利用につき、他のお客様等の第三者または当センターの従業員に損害を与えた場合には、その損害を賠償していただく場合があります。

4. その他

上記以外の事項については、宿泊約款によります。

宿泊約款

第1条（適用範囲）

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款のさだめるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2. 当館が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（申し出事項）

当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（予約解除の場合は、別表第1による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、規定により料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同額の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊をしようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊者に告知したときに限ります。

3. 当館が、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当館の契約解除権）

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 寝室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

2. 当館が前項に規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認められる事項
2. 宿泊客が料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条（当館の責任）

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は消防機関から防火・防災基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第11条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第12条（駐車場の責任）

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第13条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料予約解除金等の内訳

宿泊客が 支払うべき 総額	～3ヶ月前	基本宿泊料金の 50%
	3ヶ月前 ～ 1ヶ月前	基本宿泊料金の 80%
	1ヶ月前 ～ 2週間前	基本宿泊料金の 100%
	1週間 ～	基本宿泊料金の 100%